

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名: 環境省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年7月1日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6	大気汚染防止法第18条の22第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	1,875,000	—	—	大気汚染防止法第18条の22第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年7月1日	群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1	大気汚染防止法第18条の22第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,500,000	—	—	大気汚染防止法第18条の22第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
在日米軍施設・区域環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年7月1日	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	沖縄県内の在日米軍施設・区域内の水質調査であり、水質汚濁防止法上、知事が行うこととなっている公共用水域の水質調査が含まれていることから、当該地方自治体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,551,000	3,551,000	100.0%	—	沖縄県内の在日米軍施設・区域内の水質調査であり、水質汚濁防止法上、知事が行うこととなっている公共用水域の水質調査が含まれていることから、当該地方自治体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
京都クレジットをめぐる周辺動向の調査・分析事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年8月3日	みずほ情報総研株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため(会計法29条の3第4項)	15,006,623	14,994,136	99.9%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため	二(ハ)	
花粉自動計測器(興和株式会社製)点検業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年8月25日	興和株式会社 東京都中央区日本橋本町3-4-14	花粉自動計測器を製造した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,849,300	—	—	花粉自動計測器を製造した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
アジア水環境パートナーシップ事業業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年9月1日	財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	当該法人は、アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)年次会合において、WEPA事務局を務めるものとされた我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため(会計法29条の3第4項)	32,478,734	32,400,000	99.8%	2	当該法人は、アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)年次会合において、WEPA事務局を務めるものとされた我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため	イ(ロ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年7月10日	三重県 三重県津市広明町13	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,150,000	—	—	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷺坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年9月30日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,740,000	—	—	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷺坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年9月25日	神奈川県 横浜市中区日本大通1	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,631,000	—	—	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年9月29日	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,540,000	—	—	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	